

中部地方整備局事業評価監視委員会運営要領（改正案）

本運営要領は、中部地方整備局事業評価監視委員会規則（平成22年4月1日改正。以下「規則」という。）第4条第2号に基づき、中部地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議方法に関し必要な事項を定めるものである。

1. 委員会運営に関する事項

（1）委員会の開催

委員会は、中部地方整備局長の要請により委員長が召集するものとする。

（2）会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の~~過半数~~二分の一以上の出席をもって成立する。

（3）会議の進行

会議の進行は委員長が行う。

（4）会議の議事の決定方法

会議の議事は、出席した委員の過半数で決定する。可否同数の場合は委員長が決定する。

（5）会議の記録

事務局は、会議の議事内容について、その議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

（6）会議の公開

会議は、原則として公開（当面は報道関係者に対してのみ）とする。また、審議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

（7）意見の具申

委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要であると判断した場合は、中部地方整備局長に対して意見具申を行う。

事務局は、意見の具申があった場合には、その内容を議事録に記録する。

2. 会議で用いる資料

会議には以下の資料を用いるものとする。

（1）再評価及び事後評価を実施する事業とその事業に対する対応方針（原案又は案）の一覧表

（2）各事業所管部局において定める「再評価実施要領細目」に基づき作成される再評価に係る資料

（3）各事業所管部局において定める「事後評価実施要領細目」に基づき作成される事後評価に係る資料

（4）その他必要な資料

3. 審議過程の透明性の確保

(1) 公表の主体

委員会に関する資料の公表については事務局が行うものとする。

(2) 会議の開催日程、開催場所の公表

委員会の審議過程の透明性の確保を図るため、会議の開催日程、開催場所について、あらかじめ公表するものとする。

(3) 審議内容等の公表

会議に提出された資料、議事録等については、公表するものとする。

ただし、個人情報等公表することが適切でないものについては、事務局は委員会の了承を得て公表しないものとする。

(4) 公表の時期

会議に提出された資料、議事録等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

(1) 外部からの意見聴取

事業特性の把握や技術的判断等が反映可能な運営を図る上で、委員長が特に必要と判断した場合、外部の専門家等の意見を聞くことができる。

(2) 独立行政法人等からの依頼について

独立行政法人等から当事業評価監視委員会にて審議の依頼があった場合は、本委員会で取り扱うことができる。

5. 運営要領に定めのない事項及び運営要領の見直し

運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会の審議で決定する。

6. 施行期日

本運営要領は、平成13年7月27日から施行する。

平成16年2月27日 一部改正

平成22年7月28日 一部改正

平成23年2月14日 一部改正